資料 No.4-2

森林公園管理運営業務仕様書及び施設の概要（案）

【 森 林 公 園 】

岩手県県民の森

岩手県滝沢森林公園

岩手県千貫石森林公園

岩手県大窪山森林公園

岩手県折爪岳森林公園

岩手県農林水産部森林保全課

目　　次

仕様書編

施設の概要編

岩手県県民の森管理運営業務仕様書

委託業務の執行については、この仕様書により適切に実施するものとする。

1　職員等

（1）職員は、勤務中は、職氏名を記した名札を着用すること。

（2）職員は、本書に定める作業内容について、十分理解し得る者とし、管理運営業務等について、できる限り経験を有する者を配置すること。

（3）職員は、県民の森の利用者に対する言動について、十分留意し、批判を受けることのないように注意すること。

（4）職員のほか、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者を適時適切に配置すること。

2　職員の配置

委託業務を遂行するため、指定管理者は、次の職員を配置するものとする。

（1）管理人

管理人は、年間を通じて施設全体を管理すること。

（2）指導員

ア　木材工芸センターには、木工加工等機械操作技術を有している指導員を配置すること。

イ　指導員は、木材工芸センター活用の企画運営及び来館者等利用者の木工学習指導に当たること。

3　業務日誌

（1）指定管理者は、毎日の委託業務の実施状況について、業務日誌（別紙様式第1）を作成すること。

（2）業務日誌は「森林ふれあい学習館」と「木材工芸センター」でそれぞれ作成すること。

4　施設管理

県民の森内の建物、工作物、備品等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

（1）予防保全

定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性及び機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止すること。

（2）事後保全

ア　劣化損傷に対して補修を行い、安全性、機能性及び美観を回復すること。

イ　遊歩道等の敷砂利の厚さは１０cm程度とし、均一にならすこと。

ウ　利用者に不快感を与えぬよう清掃を行うこと。

5　法定点検等

県民の森内の設備で法令により、点検等が義務付けられているもの及び安全上又は保安上点検等が特に必要と認められるものについては、点検等の措置を行うこと。

6　巡視

県民の森の保全のため、次に掲げる事項に配慮して巡視すること。

（1）県民の森利用者の利便を図ること。

（2）県民の森利用者等の事故を防止すること。

（3）火災、盗難等を予防すること。

7　事故の処理

（1）急病、けが、迷子等又は火災が発生したときは、状況に応じ適切に対応するとともに、盛岡広域振興局林務部長に連絡すること。

（2）事故が発生したときは、原因の究明に努めるとともに、管理上改善すべき事項については、適切な措置を講ずること。

（3）携帯できる応急手当用品を常時備えておくこと。

8　保育管理

（1）下刈作業

ア　下刈の方法は、全刈を原則とし、ときには筋刈、坪刈とすること。

イ　植林地内に生立する雑木、雑草、つる類等は地上１０cm以下のところから伐採又は刈払うこと。

ウ　伐採又は刈払いした草木類は、植林地外に除去すること。

エ　作業中に植栽木を損傷しないようにすること。

（2）つる切り、除伐、枝打ち作業

ア　つる切りに当たっては、つるを切り取り、樹木より取り外すこと。

イ　つる枯殺剤を使用する場合は、薬剤の仕様書に準ずること。

ウ　除伐に当たっては、主林木の成長を阻害する樹木を除去すること。

エ　主林木が過密なときは、その一部を伐採することができる。

オ　枝打ちは、鋸又は鋭利な枝打ち鉈等を用い、枝の付け根から切断し、幹に傷をつけないようにすること。

（3）芝刈り作業

芝生の芝刈り高は３cm以下とし、刈りむら及び刈り残しが生じないようにすること。

（4）整枝剪定、刈込み作業

ア　整枝剪定の方法は、樹種、性質及び目的にしたがって行うこと。

イ　花木類は、花期終了後速やかに行うこと。

ウ　形を整える剪定は、針葉樹では早春に、落葉広葉樹では落葉期間中の時期を目安に行うこと。

（5）除草剤散布作業

除草剤の散布による除草は、噴霧器を使用して行い、降雨前直後又は朝露のある時は散布しないこと。

（6）砂利敷作業

森林学習歩道の敷砂利の厚さは１０cm 程度とし、均一にならすこと。

（7）清掃作業

空ビン、空缶及び紙屑等を収集し、場外に搬出し適宜処理すること。

9　その他

（1）作業の実施に当たっては、常に安全対策を講ずるものとし、危険な状態で行わないこと。

（2）施設や森林学習歩道等の標識、指導標等は常に確認し、利用者の利便を図ること。

（3）この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、協定金額の範囲内において実施するものとする。

岩手県県民の森管理運営業務内容明細書

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
1　施設管理				
（1）森林ふれあい学習館				
ア　建物管理	戸扉、窓の開閉施錠、水道施設、衛生施設、電気施設、暖房施設、建物、建具、窓ガラス、展示施設、展示物、展示資料及び学習資料の維持管理、清掃作業、火気取締等、警備機器操作	毎日	1,303㎡	
イ　木質ﾁｯﾌﾟﾎﾞｲﾗｰの管理	取扱説明書に定める維持管理、燃料供給装置の点検、燃料投入、灰の処理	運転期間中		
ウ　利用者の指導	利用者に対する展示物・展示資料の説明、森林に関する学習指導、公園内案内、公園利用者の指導監督、遊具利用者の安全管理	随時		
（2）木材工芸センター				
ア　建物管理	戸扉、窓の開閉施錠、水道施設、衛生施設、電気施設、暖房施設、建物、建具、窓ガラス、休憩室及び作業室の維持管理、清掃作業、火気取締等	毎日	242㎡	
イ　木工機械の点検管理	万能木工機、コーナーロッキングマシン、横切盤、角ノミ盤、集塵機、集塵カバー、木工ロクロ、帯鋸盤、ユニバーサルサンダー、卓上ボール盤、両頭型研削盤、研磨機及びミシン鋸の点検管理、鋸の目立等	毎日		
ウ　利用者の指導	利用者の指導監督、木工教室の開催	年12回		毎月1回
（3）旧展示館及び旧管理棟の管理	戸締等管理、火気取締等	随時	566㎡	
（4）倉庫の管理	戸扉、窓の開閉施錠、物品の保管、火気取締等	随時	49.6㎡	
（5）機械保管庫の管理	戸扉、窓の開閉施錠、器具機材の保管、火気取締等	随時	89.4㎡	
（6）野鳥観察小屋の管理	戸扉、窓の開閉施錠、物品の管理、利用者の指導監督、火気取締等	随時	43.7㎡	
（7）きのこの森の管理	ほだ木造成、伏込場・ほだ場管理	随時		
（8）炭化炉の管理	施設の維持管理、製炭指導	随時	1基	
（9）野外便所の管理	清掃作業、利用者の指導監督、火気取締等	随時	6棟 131㎡	
（10）東屋の管理	清掃作業、利用者の指導監督、火気取締等	随時	3棟	
（11）駐車場の管理	利用者の指導監督、ヘリポートの適正利用指導、附属するベンチ及び水飲場の維	随時	6箇所	

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
	持管理		11,713㎡	
（12）集合訓練広場の管理	広場の維持管理、利用者の指導監督	随時	4,100㎡	
（13）みんなの広場の管理	広場の維持管理、利用者の指導監督	随時	57,000㎡	
（14）遊び場広場の管理	緑地の維持管理、利用者の指導監督	随時	4,478㎡	
（15）森の大橋、車道の管理	通行管理、利用者の指導監督	随時	1,968m	八幡平市貸付分
（16）車道の管理	通行管理、利用者の指導監督、道路維持管理	随時	21,773m	県管理分
（17）遊歩道、観察道の管理	通行管理、利用者の指導監督、道路維持管理、敷砂利等維持補修	随時	15,249m	
（18）公園付属施設	記念碑、水飲場、炊飯施設、キャンプ場、ベンチ、テーブルの維持管理、利用者の指導監督	随時	記念碑６ 水飲場２ キャンプ場１ ベンチ56 テーブル12	
（19）場内清掃	場内の清掃、ごみ収集、し尿汲取り	年20回		
（20）その他	１　公園内を巡視のうえ、利用者の施設利用状況の把握並びに施設植木等のき損、伐採、採取、たき火、炊飯、野営、飲食、喫煙、自動車乗入に係る指導監督その他危険箇所の点検、被災場所の調査、簡易な補修及び被害報告等 ２　利用者に対する救急活動 ３　その他施設の利用上の連絡調整並びに広報活動、業務点検・監督及び委託料の執行			
２　保育管理				
（１）手入れ				
ア　昭和の森	融雪後の雪起し、支柱の手直し、樹木の整枝及び剪定等	年１回	7.2ha (4,100本)	6～9月
イ　希樹園	下草等の刈払い、樹木への散水及び整枝等	随時	0.52ha (238本)	6～10月

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
（2）下刈り				
ア　記念の森	下草等の刈払い及び不良木の除去等	年１回	8.05ha	6～8月
イ　青少年の森	〃	年１回	1.05ha	〃
ウ　生産の森	〃	年１回	1.00ha	〃
エ　憩いの森	〃	年１回	4.95ha	〃
オ　県議会の森	〃	年１回	0.15ha	〃
カ　昭和の森	〃	年１回	7.20ha	〃
キ　世界の森	〃	年１回	1.00ha	〃
（3）除伐				
記念の森	不良木の除去等	年２回	8.05ha	6～10月
（4）緑地（芝生・草地）刈払い				
ア　芝生地	芝刈機使用による芝生刈込み及び施肥	年４回	2.80ha	
イ　芝生地の周囲の草地	下刈機使用による草地刈払い	年２回	2.90ha	
ウ　集合訓練広場	草地の刈払い	年３回	0.41ha	
エ　主要道路の路肩及び駐車場の周囲	草地の刈払い	年３回	1.55ha	
（5）主要歩道				
	草刈り	年１回	5,100m	

岩手県滝沢森林公園管理運営業務仕様書

委託業務の執行については、この仕様書により適切に実施するものとする。

1　職員等

（1）職員は、勤務中は、職氏名を記した名札を着用すること。

（2）職員は、本書に定める作業内容について、十分理解し得る者とし、管理運営業務等について、できる限り経験を有する者を配置すること。

（3）職員は、滝沢森林公園（以下「森林公園」という。）の利用者に対する言動について、十分留意し、批判を受けることのないように注意すること。

（4）職員のほか、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者を適時適切に配置すること。

2　職員の配置

委託業務を遂行するため、指定管理者は、次の職員を配置するものとする。

（1）管理人

管理人は、年間を通じて施設全体を管理すること。

（2）観察指導員

ア　ネイチャーセンターには、野鳥に関する知識を有している観察指導員を配置すること。

イ　観察指導員は、ネイチャーセンター活用の企画運営及びネイチャーセンター等利用者の野鳥観察及び学習指導に当たること。

3　業務日誌

指定管理者は、毎日の委託業務の実施状況について、業務日誌（別紙様式第１）を作成すること。

4　施設管理

森林公園内の建物、工作物、備品等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

（1）予防保全

定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性及び機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止すること。

（2）事後保全

ア　劣化損傷に対して補修を行い、安全性、機能性及び美観を回復すること。

イ　遊歩道等の敷砂利の厚さは１０㎝程度とし、均一にならすこと。

ウ　利用者に不快感を与えぬよう清掃を行うこと。

5　法定点検等

森林公園内の設備で法令により点検等が義務付けられているもの及び安全上又は保安上点検等が特に必要と認められるものについては、点検等の措置を行うこと。

6　巡視

森林公園の保全のため、次に掲げる事項に配慮して巡視すること。

（1）森林公園利用者の利便を図ること。
（2）森林公園利用者等の事故を防止すること。
（3）火災、盗難等を予防すること。

7　事故の処理

（1）急病、けが、迷子等又は火災が発生したときは、状況に応じ適切に対応するとともに、盛岡広域振興局林務部長に連絡すること。
（2）事故が発生したときは、原因の究明に努めるとともに、管理上改善すべき事項については、適切な措置を講ずること。
（3）携帯できる応急手当用品を常時備えておくこと。

8　作業の実施

（1）下刈作業

ア　下刈の方法は、全刈を原則とし、ときには筋刈、坪刈とすること。
イ　植林地内に生立する雑木、雑草、つる類等は地上１０cm以下のところから伐採又は刈払うこと。
ウ　伐採又は刈払いした草木類は、植林地外に除去すること。
エ　作業中に植栽木を損傷しないようにすること。

（2）つる切り、除伐、枝打ち作業

ア　つる切りに当たっては、つるを切り取り、樹木より取り外すこと。
イ　つる枯殺剤を使用する場合は、薬剤の仕様書に準ずること。
ウ　除伐に当たっては、主林木の成長を阻害する樹木を除去すること。
エ　主林木が過密なときは、その一部を伐採することができる。
オ　枝打ちは、鋸又は鋭利な枝打ち鉈等を用い、枝の付け根から切断し、幹に傷をつけないようにすること。

（3）芝刈り作業

芝生の芝刈り高は３cm以下とし、刈りむら及び刈り残しが生じないようにすること。

（4）整枝剪定、刈込み作業

ア　整枝剪定の方法は、樹種、性質及び目的にしたがって行うこと。
イ　花木類は、花期終了後速やかに行うこと。
ウ　形を整える剪定は、針葉樹では早春に、落葉広葉樹では落葉期間中の時期を目安に行うこと。

（5）除草剤散布作業

除草剤の散布による除草は、噴霧器を使用して行い、降雨前直後又は朝露のある時は散布しないこと。

（6）砂利敷作業

森林学習歩道の敷砂利の厚さは１０cm 程度とし、均一にならすこと。

（7）清掃作業

空ビン、空缶及び紙屑等を収集し、場外に搬出し適宜処理すること。

9　野鳥観察施設（ネイチャーセンター）の運営

（1）観察指導

ア　ネイチャーセンターを訪れる利用者に対し、自然保護思想の普及啓発を目的とし、

施設の意義、自然現象の解説、自然とのふれあい方の案内、自然観察の方法等を指導すること。

イ　一般から参加者を募集し、季節の変化に応じた自然をテーマに、小規模な観察会等を適宜行うこと。

ウ　自然観察利用のための双眼鏡等の器材貸出をするとともに、物品貸出簿（別紙様式第２）により使用管理をすること。

なお、貸出に当たっては、事故のないよう使用方法を適切に指導すること。

（２）展示企画

鳥をはじめ、植物、昆虫、哺乳動物など自然全般についての理解ができるよう、また、施設の状況が把握できるよう季節的な変化、展示のテーマに応じた展示企画書（別紙様式第３）を提出すること。

（３）広報、出版

ア　観察会等の実施に当たっては、適宜広報を行うとともに、報道機関の取材への対応を行うこと。

イ　通年又は長期的に利用可能な自然観察ガイドブックを作成すること。

ウ　施設案内、解説指導、観察会等の資料としてリーフレットを作成すること。

（４）調査研究

ア　植生、鳥類等の生息状況調査及び季節的な変化を調査すること。

イ　ネイチャーセンターの運営をより良いものとするため、利用者の意識調査等を行うこと。

（５）環境管理

ア　利用者の安全を図るための利用規制や鳥類等の生息環境の保全のため、繁殖期の観察路への立ち入り規制等を行うこと。

イ　鳥類等の生息環境を保全し、適切な自然観察を行うため、巣箱の設置、給餌、給水、植生管理等を行うこと。

10　その他

（１）作業の実施に当たっては、常に安全対策を講ずるものとし、危険な状態で行わないこと。

（２）施設や森林学習歩道等の標識、指導標等は常に確認し、利用者の利便を図ること。

（３）この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、協定金額の範囲内において実施するものとする。

岩手県滝沢森林公園管理運営業務内容明細書

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
1　施設管理				
（1）野鳥観察施設の管理				
ア　ネイチャーセンターの管理	戸扉・窓の開閉施錠、水道施設、衛生施設、電気施設、暖房施設、建物、建具、窓ガラス、展示施設、展示物、展示資料及び学習資料の維持管理、清掃作業、火気取締等、警備機器操作	毎日	1棟332.51㎡	
イ　付属倉庫の管理	戸扉、窓の開閉施錠、維持管理、物品の保管、火気取締等	随時	1棟4.97㎡	
ウ　野鳥観察舎の管理	維持管理、利用者の指導監督、火気取締等	随時	2棟23.38㎡	
（2）休憩舎の管理	戸扉、窓の開閉施錠、維持管理、利用者の指導監督、火気取締等	毎日	3棟78.91㎡	
（3）野外便所の管理	汚損等の予防・巡視、循環システムの維持管理、利用者の指導監督、火気取締等	毎日	1棟41.03㎡	
（4）水飲場の管理	汚損等の予防・巡視、維持管理、利用者の指導監督	随時	3基	
（5）案内板、解説板、道標の管理	破損等の予防・巡視、配置場所の確認、維持管理	随時	52基	
（6）ベンチ・フェンスの管理	破損等の予防・巡視、維持管理	随時	ベンチ44基 ﾌｪﾝｽ1,585m	
（7）駐車場の管理	維持管理、除雪、利用者の指導監督	毎日	2箇所3,349㎡	
（8）車道、歩道、木道の管理	維持管理、除雪、敷砂利等維持補修、利用者の指導監督	随時	車道1,113m 歩道7,866m 木橋7基	
（9）防火池の管理	水量、水質の巡視、維持管理、利用者の指導監督	随時	2,700㎡	
（10）芝生広場の管理	芝刈り等維持管理、利用者の指導監督	随時	12,120㎡	
（11）自然林造成地の管理	ツツジ園及び大苗植栽地における樹木の維持管理、利用者の指導監督	随時	19.77ha	
（12）園内清掃	園内の清掃、ゴミ収集・処理	随時		

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
（13）その他	1　公園内を巡視のうえ、利用者の施設利用状況の把握並びに施設樹木等のき損、伐採、採取、たき火、喫煙、自動車乗入に係る指導監督その他危険箇所の点検、被災場所の調査、簡易な補修及び被害報告等 2　利用者に対する救急活動 3　その他施設利用上の連絡調整並びに広報活動、業務点検・監督及び委託料の執行			
2　保育管理				
（1）大苗植栽箇所の下刈り	下草等の刈払い及び不良木の除去	年２回以上	18.0ha	
（2）ツツジ園の下刈り等	下草等の刈払い及び不良木の除去、刈り込み	年2回	2.5ha	
（3）野芝箇所の刈払い等	刈払い、雑草の除去	刈払い 年２回以上	12,120㎡	
（4）整理伐等	危険となる枯損木・かかり木等の伐採及び除去、植栽木の整枝選定	年１回	4.8ha	
3　野鳥観察施設の運営				
（1）観察指導	利用者への自然解説指導、自然観察会等の開催及び器材貸出	随時		
（2）展示企画	展示物の企画・展示、自然観察路の案内板の企画・設置	随時		
（3）広報	マスコミ等への広報、宣伝、視察者対応	随時		
（4）出版	自然観察用ガイドブック及びリーフレット等の作成	随時		
（5）調査研究	鳥類の生息状況その他動植物の生息状況並びに自然観察等を継続するうえで必要な環境調査及び利用者の意識調査	随時		

岩手県千貫石森林公園管理運営業務仕様書

委託業務の執行については、この仕様書により適切に実施するものとする。

1　職員等

（1）職員は、勤務中は、職氏名を記した名札を着用すること。

（2）職員は、本書に定める作業内容について、十分理解し得る者とし、管理運営業務等について、できる限り経験を有する者を配置すること。

（3）千貫石森林公園（以下「森林公園」という。）の利用者に対する言動について、十分留意し、批判を受けることのないように注意すること。

（4）もりの学び舎、作業小屋及び炭焼き施設については、職員が出張又は休日のため不在とする際、施錠及び火気の取り締まりに十分留意し、火災及び盗難等のないよう特に注意すること。

（5）職員のほか、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者を適時適切に配置すること。

2　職員の配置

委託業務を遂行するため、指定管理者は、次の職員を配置するものとする。

管理人

管理人は、４月１日～１１月３０日までの間、施設全体を管理する。

3　業務日誌

指定管理者は、毎日の委託業務の実施状況について、業務日誌（別紙様式第 1）を作成すること。

4　施設管理

森林公園内の建物、工作物、備品等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

（1）予防保全

定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性及び機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止すること。

（2）事後保全

ア　劣化損傷に対して補修を行い、安全性、機能性及び美観を回復すること。

イ　遊歩道等の敷砂利の厚さは１０㎝程度とし、均一にならすこと。

ウ　利用者に不快感を与えぬよう清掃を行うこと。

5　法定点検等

森林公園内の設備で法令により点検等が義務付けられているもの及び安全上又は保安上点検等が特に必要と認められるものについては、点検等の措置を行うこと。

6　巡視

森林公園の保全のため、次に掲げる事項に配慮して巡視すること。

（1）森林公園利用者の利便を図ること。

（2）森林公園利用者等の事故を防止すること。

（3）火災、盗難等を予防すること。

7　事故の処理

（1）急病、けが、迷子等又は火災が発生したときは、状況に応じ適切に対応するとともに、県南広域振興局林務部長に連絡すること。

（2）事故が発生したときは、原因の究明に努めるとともに、管理上改善すべき事項については、適切な措置を講ずること。

（3）携帯できる応急手当用品を常時備えておくこと。

8　保育管理

（1）下刈作業

ア　下刈の方法は、全刈を原則とし、ときには筋刈、坪刈とすること。

イ　植林地内に生立する雑木、雑草、つる類等は地上１０cm 以下のところから伐採又は刈払うこと。

ウ　伐採又は刈払いした草木類は、植林地外に除去すること。

エ　作業中に植栽木を損傷しないようにすること。

（2）つる切り、除伐、枝打ち作業

ア　つる切りに当たっては、つるを切り取り、樹木より取り外すこと。

イ　つる枯殺剤を使用する場合は、薬剤の仕様書に準ずること。

ウ　除伐に当たっては、主林木の成長を阻害する樹木を除外すること。

エ　主林木が過密なときは、その一部を伐採することができる。

オ　枝打ちは、鋸又は鋭利な枝打ち鉈等を用い、枝の付け根から切断し、幹に傷をつけないようにすること。

（3）芝刈り作業

芝生の芝刈り高は3cm 以下とし、刈りむら及び刈り残しが生じないようにすること。

（4）整枝剪定、刈込み作業

ア　整枝剪定の方法は、樹種、性質及び目的にしたがって行うこと。

イ　花木類は花期終了後速やかに行うこと。

ウ　形を整える剪定は、針葉樹では早春に、落葉広葉樹では落葉期間中の時期を目安に行うこと。

（5）除草剤散布作業

除草剤の散布による除草は、噴霧器を使用して行い、降雨前直後又は朝霧のあるときは散布しないこと。

（6）砂利敷作業

森林学習歩道の敷砂利の厚さは１０cm 程度とし、均一にならすこと。

（7）清掃作業

空ビン、空缶及び紙屑等を収集し、場外に搬出し適宜処理すること。

9　その他

（1）作業の実施に当たっては、常に安全対策を講ずるものとし、危険な状態で行わないこと。

（2）施設や森林学習歩道等の標識、指導標等は常に確認し、利用者の利便を図ること。

（3）閉鎖期間に積雪等による施設の破損等が生じないように、万全の措置を講ずること。

（4）この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、協定金額の範囲内において実施するものとする。

岩手県千貫石森林公園管理運営業務内容明細書

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
1　施設管理				
（1）もりの学び舎の管理	戸扉、窓の開閉施錠、水道施設、衛生施設、電気施設、暖房施設、建物、建具、窓ガラス、展示施設、展示物、展示資料及び学習資料の維持管理、清掃作業、火気取締等	毎日	364㎡	
（2）作業小屋の管理	戸扉、窓の開閉施錠、建物、建具の維持管理、火気取締等	随時	41㎡	
（3）野鳥等観察施設の管理	建物の維持管理、き損等に係る巡視、利用者の指導監督、火気取締等	随時	2棟	
（4）東屋の管理	〃	随時	5棟	
（5）ベンチの管理	維持管理、き損等に係る巡視	随時	7基	
（6）野外便所の管理	戸扉、窓の開閉施錠、水道施設、電気施設、建物、建具、窓ガラスの維持管理、清掃作業、汚損等に係る巡視、火気取締等	随時	1棟	
（7）炭焼き施設の管理	維持管理、利用者の指導監督、火気取締等	随時	1基	
（8）きのこ生産施設の管理	盗難防止の巡視、ほだ場管理	随時	ほだ木300本 ほだ場500㎡	
（9）芝生広場の管理	維持管理、利用者の指導監督	随時	20,986㎡	
（10）山仕事の森の管理	利用者の指導監督	随時	1.9ha	
（11）樹木形態学びの森の管理	維持管理、利用者の指導監督	随時	59本	
（12）人に役立つ植物園の管理	〃	随時	329本	
（13）水辺の植物学び園の管理	〃	随時	350株	
（14）森林学習歩道の管理	敷砂利等維持補修、利用者の指導監督	随時	6,602m	

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
（15）車道の管理	通行管理、道路維持管理、利用者の指導監督	随時	5,757m	
（16）標識類の管理	維持管理、き損等に係る巡視	随時	47基	
（17）場内清掃	場内の清掃、ごみ収集・処理、し尿汲取り	年20回		
（18）その他	1　公園内を巡視のうえ、利用者の施設利用状況の把握並びに施設樹木等のき損、伐採、採取、たき火、炊飯、野営、飲食、喫煙、自動車乗入に係る指導監督その他危険箇所の点検、被災場所の調査、簡易な補修及び被害報告等 2　利用者に対する救急活動 3　その他施設の利用上の連絡調整並びに広報活動、業務点検・監督及び委託料の執行			
2　保育管理				
（1）手入れ				
ア　ツツジ類	下草等の刈払い、散水及び剪定等	年2回		6～8月
イ　植物園	下草等の刈払い及び散水	年2回		6～8月
（2）下刈り				
ア　樹木形態学びの森	下草等の刈払い及び不良木の除去等	年1回		7月
イ　水辺の植物学び園	下草等の刈払い及び不良木の除去等	年1回		7月
（3）緑地（芝生等）刈払い				
ア　芝生広場	芝刈機使用による芝生刈込み及び施肥	年3回		6～9月
イ　芝生（樹木形態学びの森）	芝刈機使用による芝生刈込み及び施肥	年3回		6～9月
ウ　車道の路肩	雑草等の刈払い	年1回		7月
（4）歩道の除草	雑草等の抜取り	年1回		7月

岩手県大窪山森林公園管理運営業務仕様書

委託業務の執行については、この仕様書により適切に実施するものとする。

1　職員等

（1）職員は、勤務中は、職氏名を記した名札を着用すること。

（2）職員は、本書に定める作業内容について、十分理解し得る者とし、管理運営業務等について、できる限り経験を有する者を配置すること。

（3）大窪山森林公園（以下「森林公園」という。）の利用者に対する言動について、十分留意し、批判を受けることのないように注意すること。

（4）もりの学び舎及び作業小屋等の施設については、職員が出張又は休日のため不在とする際、施錠及び火気の取り締まりに十分留意し、火災及び盗難等のないよう特に注意すること。

（5）職員のほか、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者を適時適切に配置すること。

2　職員の配置

委託業務を遂行するため、指定管理者は、次の職員を配置するものとする。

管理人

管理人は、5月1日～11月30日までの間、施設全体を管理する。

3　業務日誌

指定管理者は、毎日の委託業務の実施状況について、業務日誌（別紙様式第1）を作成すること。

4　施設管理

森林公園内の建物、工作物、備品等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

（1）予防保全

定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性及び機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止すること。

（2）事後保全

ア　劣化損傷に対して補修を行い、安全性、機能性及び美観を回復すること。

イ　遊歩道等の敷砂利の厚さは10㎝程度とし、均一にならすこと。

ウ　利用者に不快感を与えぬよう清掃を行うこと。

5　法定点検等

森林公園内の設備で法令により点検等が義務付けられているもの及び安全上又は保安上点検等が特に必要と認められるものについては、点検等の措置を行うこと。

6　巡視

森林公園の保全のため、次に掲げる事項に配慮して巡視すること。

（1）森林公園利用者の利便を図ること。

（2）森林公園利用者等の事故を防止すること。

（3）火災、盗難等を予防すること。

7　事故の処理

（1）急病、けが、迷子等又は火災が発生したときは、状況に応じ適切に対応するとともに、沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター所長に連絡すること。

（2）事故が発生したときは、原因の究明に努めるとともに、管理上改善すべき事項については、適切な措置を講ずること。

（3）携帯できる応急手当用品を常時備えておくこと。

8　保育管理

（1）下刈作業

ア　下刈の方法は、全刈を原則とし、ときには筋刈、坪刈とすること。

イ　植林地内に成立する雑木、雑草、つる類等は地上１０cm 以下のところから伐採又は刈払うこと。

ウ　伐採又は刈払いした草本類は、植林地外に除去すること。

エ　作業中に植栽木を損傷しないようにすること。

（2）つる切り、除伐、枝打ち作業

ア　つる切りに当たっては、つるを切り取り、樹木より取り外すこと。

イ　つる枯殺剤を使用する場合は、薬剤の仕様書に準ずること。

ウ　除伐に当たっては、主林木の成長を阻害する樹木を除去すること。

エ　主林木が過密なときは、その一部を伐採することができる。

オ　枝打ちは、鋸又は鋭利な枝打ち鉈等を用い、枝の付け根から切断し、幹に傷をつけないようにすること。

（3）芝刈作業

芝生の芝刈り高は3cm 以下とし、刈りむら及び刈り残しが生じないようにすること。

（4）整枝剪定、刈込み作業

ア　整枝剪定の方法は、樹種、性質及び目的に従って行うこと。

イ　花木類は、花期終了後速やかに行うこと。

ウ　形を整える剪定は、針葉樹では早春に、落葉広葉樹では落葉期間中の時期を目安に行うこと。

（5）除草剤散布作業

除草剤の散布による除草は、噴霧器を使用して行い、降雨前直後又は朝露のあるときは散布しないこと。

（6）砂利敷作業

森林学習歩道の敷砂利の厚さは、10cm 程度とし、均一にならすこと。

（7）清掃作業

空ビン、空缶及び紙屑等を収集し、場外に搬出し適宜処理すること。

9　その他

（1）作業の実施に当たっては、常に安全対策を講ずるものとし、危険な状態で行なわないこと。

（2）施設や森林学習歩道の標識、指導標等は常に確認し、利用者の利便を図ること。

（3）閉鎖期間に積雪等による施設の破損等が生じないように、万全の措置を講ずること。

（4）この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、協定金額の範囲内において実施するものとする。

岩手県大窪山森林公園管理運営業務内容明細書

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
1　施設管理				
（1）もりの学び舎の管理	戸扉、窓の開閉施錠、水道施設、衛生施設、電気施設、暖房施設、建物、建具、窓ガラス、展示施設、展示物、展示資料及び学習資料の維持管理、清掃作業、火気取締等	毎日	290㎡	
（2）野鳥等観察施設の管理	建物の維持管理、き損等に係る巡視、利用者の指導監督、火気取締等	随時	1棟	
（3）森林学習歩道の管理	道路維持管理、き損等に係る巡視	随時	1,158m	
（4）東屋の管理	道路維持管理、き損等に係る巡視、利用者の指導監督、火気取締等	随時	1棟	
（5）車道の管理	通行管理、道路維持管理、利用者の指導監督	随時	1,720m	
（6）標識類の管理	維持管理、き損等に係る巡視	随時	5基	
（7）ベンチの管理	〃	随時	3基	
（8）展示林の管理	〃	随時	85本	
（9）場内清掃	場内の清掃、ごみ収集・処理、し尿汲取り	年20回		
（10）その他	1　公園内を巡視のうえ、利用者の施設利用状況の把握並びに施設樹木等のき損、伐採、採取、たき火、炊飯、野営、飲食、喫煙、自動車乗入に係る指導監督その他危険箇所の点検、被災場所の調査、簡易な補修及び被害報告等 2　利用者に対する救急活動 3　その他施設の利用上の連絡調整並びに広報活動、業務点検・監督及び委託料の執行			
2　保育管理				
（1）下刈り				
展示林	下草の刈払い及び不良木の除去等	年1回		7月
（2）緑地（芝生等）刈払い				
ア　広場	芝刈機使用による芝生刈込み及び施肥	年3回		7月
イ　車道の路肩	雑草等の刈払い	年1回		7月
（3）歩道の除草	雑草等の刈取り	年1回		7月

岩手県折爪岳森林公園管理運営業務仕様書

委託業務の執行については、この仕様書により適切に実施するものとする。

1　職員等

（1）職員は、勤務中は、職氏名を記した名札を着用すること。

（2）職員は、本書に定める作業内容について、十分理解し得る者とし、管理運営業務等について、できる限り経験を有する者を配置すること。

（3）折爪岳森林公園（以下「森林公園」という。）の利用者に対する言動について、十分留意し、批判を受けることのないように注意すること。

（4）もりの学び舎及び作業小屋等の施設については、職員が出張又は休日のため不在とする際、施錠及び火気の取り締まりに十分留意し、火災及び盗難等のないよう特に注意すること。

（5）職員のほか、業務を円滑に遂行するため、各業務に適した者を適時適切に配置すること。

2　職員の配置

委託業務を遂行するため、指定管理者は、次の職員を配置するものとする。

管理人

管理人は、「もりの学び舎」の休館期間を除き施設全体を管理する。

3　業務日誌

指定管理者は、毎日の委託業務の実施状況について、業務日誌（別紙様式第１）を作成すること。

4　施設管理

森林公園内の建物、工作物、備品等の維持管理のため、予防保全及び事後保全を行うものとする。

（1）予防保全

定期的に点検、手入れなどを行い、安全性、快適性及び機能性を確認するとともに、劣化損傷を未然に防止すること。

（2）事後保全

ア　劣化損傷に対して補修を行い、安全性、機能性及び美観を回復すること。

イ　遊歩道等の敷砂利の厚さは１０㎝程度とし、均一にならすこと。

ウ　利用者に不快感を与えぬよう清掃を行うこと。

5　法定点検等

森林公園内の設備で法令により点検等が義務付けられているもの及び安全上又は保安上点検等が特に必要と認められるものについては、点検等の措置を行うこと。

6　巡視

森林公園の保全のため、次に掲げる事項に配慮して巡視すること。

（1）森林公園利用者の利便を図ること。

（2）森林公園利用者等の事故を防止すること。

（3）火災、盗難等を予防すること。

7　事故の処理

（1）急病、けが、迷子等又は火災が発生したときは、状況に応じ適切に対応するとともに、県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室長に連絡すること。

（2）事故が発生したときは、原因の究明に努めるとともに、管理上改善すべき事項については、適切な措置を講ずること。

（3）携帯できる応急手当用品を常時備えておくこと。

8　保育管理

（1）下刈作業

ア　下刈の方法は、全刈を原則とし、ときには筋刈、坪刈とすること。

イ　植林地内に生立する雑木、雑草、つる類等は、地上１０cm以下のところから伐採又は刈払うこと。

ウ　伐採又は刈払いした草木類は、植林地外に除去すること。

エ　作業中に植栽木を損傷しないようにすること。

（2）つる切り、除伐、枝打ち作業

ア　つる切りに当たっては、つるを切り取り、樹木より取り外すこと。

イ　つる枯殺剤を使用する場合は、薬剤の仕様書に準ずること。

ウ　除伐に当たっては、主林木の成長を阻害する樹木を除去すること。

エ　主林木が過密なときは、その一部を伐採することができる。

オ　枝打ちは、鋸又は鋭利な枝打ち鉈等を用い、枝の付け根から切断し、幹に傷をつけないようにすること。

（3）芝刈作業

芝生の芝刈り高は３cm以下とし、刈りむら及び刈り残しが生じないようにすること。

（4）整枝剪定、刈込み作業

ア　整枝剪定の方法は、樹種、性質及び目的にしたがって行うこと。

イ　花木類は、花期終了後速やかに行うこと。

ウ　形を整える剪定は、針葉樹では早春に、落葉広葉樹では落葉期間中の時期を目安に行うこと。

（5）除草剤散布作業

除草剤の散布による除草は、噴霧器を使用して行い、降雨前直後又は朝露のあるときは散布しないこと。

（6）砂利敷作業

森林学習歩道の敷砂利の厚さは、１０cm程度とし、均一にならすこと。

（7）清掃作業

空ビン、空缶及び紙屑等を収集し、場外に搬出し適宜処理すること。

9　その他

（1）作業の実施に当たっては、常に安全対策を講ずるものとし、危険な状態で行わないこと。

（2）施設や森林学習歩道等の標識、指導標等は常に確認し、利用者の利便を図ること。

（3）閉鎖期間に積雪等による施設の破損等が生じないように、万全の措置を講ずること。

（4）この仕様書に定めのない事項であっても、委託業務遂行上必要と認められる事項については、協定金額の範囲内において実施するものとする。

岩手県折爪岳森林公園管理運営業務内容明細書

作業項目	作業内容	作業量		備考
		回数	数量	
1　施設管理				
（1）もりの学び舎の管理	戸扉、窓の開閉施錠、水道施設、衛生施設、電気施設、暖房施設、建物、建具、窓ガラス、展示施設、展示物、展示資料及び学習資料の維持管理、清掃作業、火気取締等	毎日	305㎡	
（2）野鳥等観察施設の管理	建物の維持管理、き損等に係る巡視、利用者の指導監督、火気取締等	随時	1棟	
（3）森林学習歩道の管理	道路維持管理、き損等に係る巡視	随時	4,112m	
（4）車道の管理	通行管理、道路維持管理、利用者の指導監督	随時	6,886m	
（5）標識類の管理	維持管理、き損等に係る巡視	随時	5基	
（6）展望台の管理	維持管理、き損等に係る巡視維持管理、火気取締等	随時	1基	
（7）防火貯水池の管理	維持管理、き損等に係る巡視	随時	2基	
（8）場内清掃	場内の清掃、ごみ収集・処理、し尿汲取り	年20回		4月～11月
（9）その他	1　公園内を巡視のうえ、利用者の施設利用状況の把握並びに施設樹木等のき損、伐採、採取、たき火、炊飯、野営、飲食、喫煙、自動車乗入に係る指導監督その他危険箇所の点検、被災場所の調査、簡易な補修及び被害報告等 2　利用者に対する救急活動 3　その他施設の利用上の連絡調整並びに広報活動、業務点検・監督及び委託料の執行			
2　保育管理				
（1）下刈り				
展示林	下草の刈払い及び不良木の除去等	年1回		6月～9月
（2）緑地（芝生等）刈払い				
ア　広場	芝刈機使用による芝生刈込み及び施肥	年1～2回		6月～9月
イ　車道の路肩	雑草等の刈払い	年1～2回		6月～9月
（3）歩道の除草	雑草等の刈取り	年1～2回		6月～9月

様式第１号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住　所
氏　名　　印

委託業務従事者名簿

１　従事期間　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで			
２　従事者			
氏　　名	年齢	住　　所	特記事項

様式第2号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住所
氏名　　印

委託業務実施計画書

（森林公園名）管理運営業務協定書第○の規定により次のとおり提出します。

1　業務実施計画

施行場所		第1四半期									第2四半期									第3四半期									第4四半期								
期間　平成　年　月　日から平成　年　月　日		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
作業項目	数量	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下

2　管理料の執行計画

科目	金額	左の内訳	第1四半期執行額	第2四半期執行額	第3四半期執行額	第4四半期執行額
合計						

様式第３号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住　所
氏　名　　印

委託業務実績報告書（　　月）
（森林公園名）管理運営業務協定書第○の規定により次のとおり提出します。

（単位：円）

作業実施状況			管理料執行状況			
業務区分	作業項目	作業内容・数量	科　目	収入額	支出額	差し引き残額
			合　計			

様式第４号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住　所
氏　名　　印

委　託　料　請　求　書

平成　　年　　月　　日付けで協定を締結した（森林公園名）管理運営業務を完了しましたので協定書第○の規定により、次のとおり請求します。

請求金額	金　　円
金　　額	金　　円
前金受領額	金　　円

様式第５号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住　所
氏　名　　印

概　算　払　請　求　書

平成　　年　　月　　日付け（森林公園名）管理運営業務協定による委託料について、協定書第○の規定により、下記のとおり概算払請求します。

記

委　託　料	
今回請求額	

前回までの受領済額の内訳

第　１　回	円	第　４　回	円
第　２　回	円	計	円
第　３　回	円		

様式第６号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住　所
氏　名　　印

委　託　業　務　精　算　報　告　書

（森林公園名）管理運営業務委託協定書第○の規定により次のとおり精算します。

1　業務実績

業務区分	作業項目	内　　容	数　量	摘　　要

2　収支精算

(1)　収入　　（単位：円）

科　　目	委託料	精算額	比較増減	摘　　要
合　　計				

(2)　支出　　（単位：円）

科　　目	左の細目	委託料	精算額	比較増減	摘　　要
合　　計					

様式第７号

平成　　年　　月　　日

○○広域振興局長　様

指定管理者　住　所
氏　名　　印

（森林公園名）施設設備破損等報告書

（森林公園名）管理運営業務委託協定書第○の規定により次のとおり提出します。

区　　分	
場　　所	
被害額（概算）	
破損等の原因又は加害者の氏名等	
破損等に対してとった措置	
その他（目撃者の氏名等）	

(注)　事故の内容に応じ、現場見取り図、写真等事故の状況を明らかにする書類を添付すること。

別紙様式第１

業　務　日　誌

（森林公園名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成　　年　　月　　日	曜　日	天　候	
勤　務　者　氏　名			印

作業状況	作業員						
	作業実施						
利用状況	区　分	一般	青少年	児童・生　徒	計	学　　校	その他団　体
	総　数	人	人	人	人	件 小学校 中学校 高　校	件
	うち森林学習展示室						
	摘　　要	※　県外者数は上段（　）書きで内数字で示す。					
その他業務の処理状況等							

別紙様式第２

物　品　貸　出　簿

月　日	氏　　名	住　所	使用物品		返却月日	摘　要
			物品名	数　量		

別紙様式第３

平成　年　月　日

○○広域振興局長　　様

指定管理者　住所
氏名　　印

展　示　企　画　書

○○森林公園管理運営業務委託仕様書８の(２)の規定により次のとおり提出します。

期　間	テーマ	内　容	摘　要

（注）　イラスト、仕様は適宜別様とすること。

森林公園の現状

名　　称	所在地	設置取得年度 (開園)	面　積	指定管理		主な施設	開館時期・時間 (休館日)	
				指定管理者	29年度管理代行料 [26～29年度]			
県民の森	八幡平市	S48年度 (S49年度)	３６０ｈａ	公益社団法人 岩手県緑化推進 委員会	２５，４２０	森林ふれあい学習館 木材工芸センター キャンプ場	通　年 (火曜日)	9：00～16：30

名　　称	所在地	設置取得年度 (開園)	面　積	指定管理		主な施設	開館時期・時間 (休館日)	
				指定管理者	29年度管理代行料 [27～29年度]			
滝沢森林公園	滝沢市	S63年度 (H元年度)	６０ｈａ	ＫＯＩＷＡＩ	１９，００３	ネイチャーセンター 野鳥観察舎	通　年 (火曜日)	9：00～16：30
千貫石森林公園	金ヶ崎町	H6年度 (H8年度)	９７５ｈａ	有限会社 小沢興業	４，３１２	もりの学び舎 炭焼施設	4/ 1～11/30 (月曜日)	9：00～16：00
大窪山森林公園	大船渡市	H7年度 (H12年度)	５７６ｈａ	大江田河内 自治会	３，５４８	もりの学び舎 野鳥観察施設	5/ 1～11/30 (月曜日)	9：00～16：00
折爪岳森林公園	二戸市	H6年度 (H10年度)	４６１ｈａ	二戸市	３，２５６	もりの学び舎	5/ 1～11/30 (なし)	9：00～16：00

森林公園利用者数（単位：人）

○ 合計

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
H18	4,119	10,790	11,163	10,554	10,531	11,325	51,455	12,508	3,116	4,904	4,469	3,867	138,801	
H19	8,137	19,080	14,677	16,520	14,460	13,285	78,279	11,388	5,633	3,645	5,050	5,632	195,786	
H20	6,856	12,138	10,999	9,472	11,060	12,732	77,428	10,994	6,449	5,830	5,610	7,064	176,632	
H21	8,445	16,528	13,960	14,289	16,377	15,291	80,982	12,957	6,262	5,873	6,582	5,009	202,555	
H22	7,133	15,979	12,705	12,541	12,024	12,609	81,332	12,214	6,444	6,521	7,301	3,460	190,263	
H23	5,015	13,173	12,745	15,503	14,862	13,890	68,200	13,168	7,659	6,985	6,398	6,528	184,126	
H24	7,999	16,695	14,532	17,858	17,648	16,602	86,256	11,501	6,254	5,556	6,529	5,736	213,166	max
H25	7,122	15,873	15,282	14,169	15,211	13,072	78,145	12,629	5,888	6,084	6,004	5,596	195,075	
H26	7,245	15,863	13,008	16,562	14,481	14,676	83,252	12,599	5,627	5,410	5,600	5,904	200,227	
H27	7,737	15,745	12,485	14,402	13,961	14,036	81,365	12,518	6,144	4,944	5,400	5,701	194,438	
H28	6,856	15,507	11,765	15,451	14,215	12,738	80,518	11,023	6,307	5,290	5,532	5,914	191,116	

1 県民の森

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
H18	988	3,644	3,620	5,277	4,666	5,994	46,325	8,880	1,671	3,437	2,957	1,999	89,458	
H19	4,696	11,847	6,946	9,515	7,997	6,161	71,307	6,481	3,325	1,319	2,617	2,311	134,522	
H20	2,381	4,367	3,456	3,710	6,154	6,557	71,673	7,236	4,436	3,933	3,701	4,449	122,053	
H21	3,819	8,425	6,947	8,258	9,726	8,343	73,001	9,297	4,386	3,959	4,203	2,548	142,912	
H22	3,297	7,728	5,321	5,607	5,955	6,034	72,664	7,716	4,532	4,138	4,721	1,849	129,562	
H23	1,456	5,674	5,615	8,485	8,300	6,962	59,468	8,307	5,504	4,623	4,350	4,311	123,055	
H24	4,182	9,009	7,022	10,714	10,875	8,152	78,109	7,278	4,449	3,690	4,290	3,479	151,249	max
H25	3,411	7,961	6,803	8,377	9,259	6,150	71,088	7,895	4,087	3,996	4,266	3,938	137,231	
H26	3,594	7,895	6,489	8,056	9,632	7,879	75,114	7,892	4,386	3,985	4,236	3,902	143,060	
H27	3,687	7,974	6,260	8,801	9,370	7,692	74,937	7,891	4,576	3,668	3,930	3,820	142,606	
H28	3,271	7,978	5,297	8,178	9,046	7,281	74,243	7,299	4,246	3,857	3,982	4,049	138,727	

2 滝沢森林公園

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
H18	2,658	4,120	4,859	3,164	3,080	3,217	2,963	2,187	1,445	1,467	1,512	1,868	32,540	
H19	2,948	4,735	5,154	4,647	3,965	5,076	4,959	3,626	2,308	2,326	2,433	3,321	45,498	max
H20	3,662	5,437	4,990	4,002	3,169	3,924	3,026	2,551	2,013	1,897	1,909	2,615	39,195	
H21	3,936	5,260	4,212	4,132	4,554	5,253	4,896	2,205	1,876	1,914	2,379	2,461	43,078	
H22	3,356	5,124	4,656	4,607	3,876	4,199	4,795	2,904	1,912	2,383	2,580	1,611	42,003	
H23	3,021	4,862	4,450	4,190	4,030	4,581	5,562	3,096	2,155	2,362	2,048	2,217	42,574	
H24	3,193	5,198	4,215	4,094	3,845	5,033	4,965	2,713	1,805	1,866	2,214	2,257	41,398	
H25	3,063	4,725	5,124	3,592	3,540	4,334	4,342	2,805	1,801	2,088	1,738	1,658	38,810	
H26	3,064	4,733	3,857	3,833	3,076	4,332	4,744	2,893	1,241	1,425	1,364	2,002	36,564	
H27	2,993	4,072	3,448	2,857	2,466	4,048	3,167	2,429	1,568	1,276	1,470	1,881	31,675	
H28	2,300	4,044	3,491	3,113	2,806	3,177	3,223	1,957	2,061	1,433	1,550	1,865	31,020	

3 千貫石森林公園

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
H18	293	767	447	250	344	215	298	175					2,789	
H19	223	633	374	256	299	213	236	124					2,358	
H20	540	668	264	188	207	397	330	260					2,854	
H21	355	719	325	333	231	516	473	276					3,228	
H22	249	615	382	490	348	788	1,122	462					4,456	
H23	417	1,011	567	624	638	670	919	449					5,295	
H24	486	779	643	1,260	1,157	931	1,213	345			25		6,839	
H25	555	1,409	982	715	752	813	1,061	635					6,922	
H26	416	1,292	716	678	664	1,145	1,129	661					6,701	
H27	752	1,589	1,111	943	822	967	1,466	1,196					8,846	max
H28	1,158	1,250	948	662	771	667	1,119	605					7,180	

4 大窪山森林公園

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
H18		295	515	118	143	152	315	360					1,898	
H19		249	586	67	138	273	250	327					1,890	
H20		278	748	175	98	118	636	265					2,318	
H21		523	667	128	273	271	548	251					2,661	
H22		608	458	119	174	114	847	332					2,652	
H23		174	318	110	227	198	811	313					2,151	
H24		375	865	216	267	292	693	467					3,175	max
H25		322	647	125	252	379	533	389					2,647	
H26		755	447	231	171	202	728	449					2,983	
H27		742	202	211	171	315	534	293					2,468	
H28		448	318	80	122	320	315	265					1,868	

5 折爪岳森林公園

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
H18	180	1,964	1,722	1,745	2,298	1,747	1,554	906					12,116	max
H19	270	1,616	1,617	2,035	2,061	1,562	1,527	830					11,518	
H20	273	1,388	1,541	1,397	1,432	1,736	1,763	682					10,212	
H21	335	1,601	1,809	1,438	1,593	908	2,064	928					10,676	
H22	231	1,904	1,888	1,718	1,671	1,474	1,904	800					11,590	
H23	121	1,452	1,795	2,094	1,667	1,479	1,440	1,003					11,051	
H24	138	1,334	1,787	1,574	1,504	2,194	1,276	698					10,505	
H25	93	1,456	1,726	1,360	1,408	1,396	1,121	905					9,465	
H26	171	1,188	1,499	3,764	938	1,118	1,537	704					10,919	
H27	305	1,368	1,464	1,590	1,132	1,014	1,261	709					8,843	
H28	127	1,787	1,711	3,418	1,470	1,293	1,618	897					12,321	

森林公園イベント実績

平成29年度の森林公園のイベント開催予定回数は130回で、前年度比88.4%となっている。
（平成28年度147回）

○　合計

施　設　名	H29開催回数（計画）	H28開催回数（実績）	備　　考
県民の森	41	32	
滝沢森林公園	57	81	
千貫石森林公園	8	8	
大窪山森林公園	11	12	
折爪岳森林公園	13	14	
合　計	130	147	

①　県民の森

イベントの種別	H29開催回数（計画）	H28開催回数（実績）	備　　考
木工教室等	15	13	木工、門松製作
自然観察会等	17	13	自然観察会、キノコ鑑定会等
体験教室等	9	6	チェーンソー講習会、スノーシュー体験等
合　計	41	32	

②　滝沢森林公園

イベントの種別	H29開催回数（計画）	H28開催回数（実績）	備　　考
木工・クラフト教室等	19	38	森の素材でのクラフト
バードカービング教室	6	6	鳥の木彫り
自然観察会	12	14	
ネイチャーゲーム	5	6	
その他	15	17	ノルディックウォーク、スケッチ教室等
合　計	57	81	

③　千貫石森林公園

イベントの種別	H29開催回数（計画）	H28開催回数（実績）	備　　考
木工教室等	1	1	リース作り
森林学習	4	4	公園内散策（保育園児、小学生を対象）
千貫石の森を歩こう会	3	3	公園内散策
合　計	8	8	

④　大窪山森林公園

イベントの種別	H29開催回数（計画）	H28開催回数（実績）	備　　考
写真パネル展	1	1	五葉山周辺動植物パネル(通年)
植樹会		1	ホーマックの森植樹会（企業の森）
木工教室	1	2	巣箱・プランター作り
秋のめぐみ展	1	1	きのこ鑑定相談、写真、資料の展示
散策会	7	7	植物観察
森林整備	1		枝打ち
合　計	11	12	

⑤　折爪岳森林公園

イベントの種別	H29開催回数（計画）	H28開催回数（実績）	備　　考
森林体験学習	9	10	馬渕川上流流域森林・林業活性化センター
山開き	1	1	地域住民、生徒参加
ヒメボタル鑑賞会	1	1	鑑賞者用バスの運行等
郷土芸能発表会	1	1	地域伝統芸能の発表
ひめぼたるフェスティバル	1	1	「折爪岳のヒメボタル」の天然記念物指定の情報発信
合　計	13	14	

森林公園有料施設使用料

区分		単位	使用料
第２条第１項の許可	森林ふれあい学習館多目的ホール	１時間までごとに	１，９６０円
	森林ふれあい学習館ミーティングルーム	１時間までごとに	１，０３０円
	キャンプ場	１日までごとにテント１張につき	６２０円
	テント	１日までごとに１張につき	６２０円
第３条第１項の許可	物品の販売、募金その他これらに類する行為	１人１日までごとに	５２０円
	業として行う写真の撮影	１日までごとに１台ごとに	２１０円
	展示会その他これに類する催しの開催	１日までごとに	４，６３０円

※　森林公園条例、別表第２（第６条関係）

森林公園収支計画

1　県民の森

区分				金額（千円）			内容
				平成30年度	平成31年度	平成32～34年度	
収入	利用料収入						
	県からの管理代行料						
	管理事業収入						
	自主事業収入						
	合計						
支出	大項目	中項目	小項目				
	1　人件費						
		給与					
			給料手当				3人
			共済費				
	2　一般管理費						
		賃金					
			非常勤職員				
			共済費				
			労務費				
		需用費					消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水費 修繕費 備品購入費 車検料 事務用品　等
		役務費					通信運搬費 保険料 会議費　等
		委託料					施設定期点検 施設警備 設備保守点検　等
		使用料及び賃借料					
		負担金					
		その他					雑費
	合計						

2　滝沢森林公園

区分				金額（千円）			内容
				平成30年度	平成31年度	平成32～34年度	
収入	利用料収入						
	県からの管理代行料						
	管理事業収入						
	自主事業収入						
	合計						
支出	大項目	中項目	小項目				
	1　人件費						
		給与					
			給料手当				1人
			共済費				
	2　一般管理費						
		賃金					
			非常勤職員				
			共済費				
			労務費				
		需用費					消耗品費 印刷製本費 光熱水費 修繕費 事務用品　等
		役務費					通信運搬費 保険料 会議費　等
		委託料					清掃 植栽管理 警備 設備保守点検　等
		使用料及び賃借料					
		負担金					
		その他					雑費
	合計						

3　千貫石森林公園

区分				金額（千円）			内容
				平成30年度	平成31年度	平成32～34年度	
収入	利用料収入						
	県からの管理代行料						
	管理事業収入						
	自主事業収入						
	合計						
支出	大項目	中項目	小項目				
	1　人件費						
		給与					
			給料手当				1人
			共済費				
	2　一般管理費						
		賃金					
			非常勤職員				
			共済費				
			労務費				
		需用費					消耗品費 燃料費 光熱水費 修繕費 車検料 事務用品　等
		役務費					通信運搬費 保険料 会議費　等
		委託料					施設定期点検 設備保守点検　等
		使用料及び賃借料					
		負担金					
		その他					雑費
	合計						

4　大窪山森林公園

区分				金額（千円）			内容
				平成30年度	平成31年度	平成32～34年度	
収入	利用料収入						
	県からの管理代行料						
	管理事業収入						
	自主事業収入						
	合計						
支出	大項目	中項目	小項目				
	1　人件費						
		給与					
			給料手当				1人
			共済費				
	2　一般管理費						
		賃金					
			非常勤職員				
			共済費				
			労務費				
		需用費					消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水費 修繕費 備品購入費 事務用品　等
		役務費					通信運搬費 保険料
		委託料					施設定期点検 設備保守点検　等
		使用料及び賃借料					
		負担金					
		その他					
	合計						

5　折爪岳森林公園

区分				金額（千円）			内容
				平成30年度	平成31年度	平成32～34年度	
収入	利用料収入						
	県からの管理代行料						
	管理事業収入						
	自主事業収入						
	合計						
支出	大項目	中項目	小項目				
	1　人件費						
		給与					
			給料手当				
			共済費				
	2　一般管理費						
		賃金					
			非常勤職員				
			共済費				
			労務費				
		需用費					消耗品費 燃料費 光熱水費 修繕費 事務用品　等
		役務費					通信運搬費 保険料 会議費　等
		委託料					施設定期点検 管理委託業務（管理人） 設備保守点検　等
		使用料及び賃借料					
		負担金					
		その他					
	合計						